

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月14日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第6号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成2年佐賀県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (加算額等) | (加算額等) |
| 第4条 略 | 第4条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 県職員給与条例第10条の2第2項及び学校職員給与条例第11条の4第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 | 3 県職員給与条例第10条の2第2項及び学校職員給与条例第11条の4第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 |
| (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>6,000円</u> | (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>8,000円</u> |
| (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>13,000円</u> | (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>16,000円</u> |
| (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>20,000円</u> | (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>24,000円</u> |
| (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>26,000円</u> | (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>32,000円</u> |
| (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>33,000円</u> | (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>40,000円</u> |
| (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>38,000円</u> | (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>46,000円</u> |
| (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>43,000円</u> | (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>52,000円</u> |
| (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>48,000円</u> | (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>58,000円</u> |
| (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>53,000円</u> | (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>64,000円</u> |
| (10) 2,500キロメートル以上 <u>58,000円</u> | (10) 2,500キロメートル以上 <u>70,000円</u> |
| 附 則 | 附 則 |
| 1 略 | 1 略 |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)</p> <p>2 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成26年佐賀県条例第78号)附則第10条の規定により読み替えられた県職員給与条例第10条の2第2項又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成26年佐賀県条例第83号)附則第8条の規定により読み替えられた学校職員給与条例第11条の4第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、<u>26,000円</u>とする。</p> | <p>(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)</p> <p>2 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成26年佐賀県条例第78号)附則第10条の規定により読み替えられた県職員給与条例第10条の2第2項又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成26年佐賀県条例第83号)附則第8条の規定により読み替えられた学校職員給与条例第11条の4第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、<u>30,000円</u>とする。</p> |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。